

2012年10月25日

於：ホテルラングウッド

公務員連絡会 地公部会第19回代表者会議 議案書

次 第

(14:30)

開 会	森事務局次長
議長選出	岡本企画調整委員(日教組書記長)
地公部会議長挨拶	高木議長代行
公務員連絡会事務局長挨拶	吉澤公務員連絡会事務局長
報告・提案	藤川事務局長
第1号議案	2012年度の取組み経過と2013年度の取組みについて
第2号議案	2012年度決算ならびに会計監査報告について
第3号議案	2013年度予算案について
質疑討論、承認	
提 案	2013年度役員体制について
承 認	
議長降壇	
閉 会	森事務局次長

(15:30 予定)

公務員連絡会地方公務員部会

2012年度の経過と2013年度の取組みについて(案)

I 2012年度地公部会の取組み経過

一、機関会議、交渉等の実施状況について

1. 機関会議、行動等

2011年

- 1011 第17回代表者会議(2011経過と2012年度の取組み・予算等)
- 1012 2011年地方公務員賃金闘争交流集会(全電通ホール・450人)
- 1018 第1回幹事会(地財確立、秋季確定闘争の取組等)
- 1025 公務災害認定基準改正等 第1回対策会議
- 1026 精神疾患認定基準改正等の地公災基金説明会
- 1111 第2回幹事会(秋闘後半の課題等)
- 1115 第1回企画調整・第3回幹事会合同会議(地公の基本権付与に係る諸課題等)
- 1116 公務災害認定基準改正等 第2回対策会議(学習会)
- 1116 地公災基金「精神疾患認定に関する第1回研究会」説明会
- 1128 公務災害認定基準改正等 第3回対策会議
- 1207 第4回幹事会(2011地方確定、臨時非常勤職員に関わる取組等)

2012年

- 0110 第5回幹事会(春闘方針等)
- 0112 第2回企画調整・第6回幹事会合同会議(自律的労使関係制度に係る課題等)
- 0118 第7回幹事会(代表者会議議案等)
- 0124 第18回代表者会議(春季生活闘争方針決定)
- 0208 第8回幹事会(全人連要請内容等)
- 0215 第9回幹事会(特別交付税減額措置に対する取組み等)
- 0220 公務災害認定基準改正等 第4回対策会議
- 0223 緊急企画調整・幹事合同会議(地公給与に関わる今後の動向等)
- 0228 第3回企画調整・第10回幹事会合同会議(地公労働基本権に係る課題等)
- 0316 第4回企画調整・第11回幹事会合同会議(地公基本権法案動向と今後の取組)
- 0307 公務災害認定基準改正等 第5回対策委員会

- 0410 第 12 回幹事会(全人連要請等)
- 0419 緊急幹事会(高齢雇用施策に関わる地方自治体への意見聴取について)
- 0426 第 13 回幹事会(高齢雇用施策等)
- 0427 地公災基金労働側参与会議(自治労主催・地公部会後援)
- 0514 第 5 回企画調整・第 14 回幹事会合同会議(地公基本権法案全体提示後の取組等)
- 0517 地方公務員制度改革(素案)に係る総務省説明会
- 0522 委員長・書記長会議(地公制度改革素案を受けた今後の取組等)
- 0528 第 15 回幹事会(夏季(人勸期)の取組み等)
- 0607 第 6 回企画調整・第 16 回幹事会合同会議(地方公務員制度改革等)
- 0612 第 17 回幹事会(臨時・非常勤問題等)
- 0621 公務災害認定基準改正等 第 6 回対策会議
- 0702 第 18 回幹事会(地公高齢雇用施策等)
- 0727 第 19 回幹事会(秋季確定闘争、地公高齢雇用施策、退手見直し等)
- 0809 第 20 回幹事会(地方確定闘争、全人連・総務省交渉等)
- 0820 組織行動担当者会議(8. 23 緊急国会議員要請行動について)
- 0821 第 21 回幹事会(臨時・非常勤職員処遇改善の取組等)
- 0823 地公労働関係法案早期提出・成立と臨時特例法波及阻止を求める緊急国会議員要請行動実施
- 0827 第 22 回幹事会(秋季確定、地財確立に向けた取組等)
- 0828 参議院総務委員会傍聴行動実施(臨時・非常勤処遇改善地方自治法改正審議)
- 0910 緊急企画調整・幹事・基本権担当役員合同会議
- 0911 地方公務員の自律的労使関係確立に向けた地元国会議員要請行動実施(~10 月)
- 0918 第 23 回幹事会・合宿学習会(10. 4 交流集会基調、代表者会議議案骨子等)
- 1004 2012 年地方公務員賃金闘争交流集会(全電通ホール・450 人)
- 1015 第 24 回幹事会(代表者会議議案等)
- 1025 第 19 回代表者会議(2012 経過と 2013 年度の取組み・予算等)

2. 交渉等

2011 年

- 1128 2011 年地財確立等に関する地方 6 団体要請／幹事
- 1130 2011 年地財確立政府・政党要請／書記長
- 1213 精神疾患公務災害認定基準改正等に関わる地公災基金申入れ／労安担当役員
- 1220 藤田一枝厚生労働政務官申入れ(民間パート労働法の地公臨時非常勤適用の法整備)／書記長
- 1220 地公労働条件に関わる総務省公務員部長交渉／書記長

2012 年

- 0119 新たな労使関係制度に係わる総務省公務員課長交渉(意見提出)／幹事
- 0120 精神疾患公務災害認定基準改正等に関わる地公災基金協議／労安担当役員

- 0208 全人連申入れ(春季要求)
- 0222 地公高齢雇用施策に関わる総務省高齢対策室長交渉／幹事
- 0222 精神疾患公務災害認定に係る理事長通知(イブ)に関する地公災基金申入れ／労安担当役員
- 0224 **【春季要求提出】** 総務大臣交渉／公務員連絡会委員長クラス
- 0305 特別交付税減額措置に関わる総務省給能室長交渉／幹事
- 0319 春季要求及び地公労働基本権に関わる総務省福田大臣政務官交渉／構成組織副委員長・書記次長
- 0323 地公災基金交渉(精神疾患認定研究会報告書を受けた通知に関する申入れ回答)／労安担当役員
- 0326 特別交付税減額措置に関わる総務省給与能率推進室交渉／幹事
- 0328 **【2012 春闘回答】** 総務大臣交渉／公務員連絡会委員長クラス
- 0418 民間給与実態調査に関わる全人連申入れ
- 0522 地方公務員制度改革(素案)に係る総務省公務員部長交渉／書記長
- 0523 高齢雇用施策に関わる総務省高齢対策室協議／幹事・構成組織担当役員
- 0604 地方公務員制度改革(素案)に係る総務省公務員課長交渉／基本権担当役員
- 0806 地公の退職手当見直しに関わる総務省大臣政務官交渉／書記長
- 0808 高齢雇用施策に関わる総務省高齢対策室協議／幹事・担当役員
- 0809 **【2012 人事院勧告・報告】** 月例給・一時金改定見送り、50歳台後半層の昇給抑制、昇格時の増加額縮減
- 0809 2012 人事院勧告に関わる政府要求提出行動(総務大臣、8/10 官房長官、8/22 厚労大臣)
- 0809 2012 地公給与勧告等に関する全人連申入れ
- 0810 2012 人勧地公取扱いに関わる総務省給能・高齢対策室長交渉／幹事
- 0822 地公の雇用と年金接続に係る総務省公務員課長交渉／幹事
- 0824 2012 人勧地公取扱いに関わる総務省給与能率推進室長交渉／幹事
- 0912 第1回総務省「地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議」
- 0921 第2回総務省「地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議」－全国町村会等ヒアリング
- 0928 第3回総務省「地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議」－公務労協ヒアリング
- 1003 第4回総務省「地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議」－全国知事会ヒアリング
- 1012 第5回総務省「地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議」－全国市長会ヒアリング

二、地方公務員をめぐる現状について

1. 地方公務員の自律的労使関係制度確立について

2011年6月2日に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が公表されて以降、総務省における関係法案等の策定が遅々として進まない状況にあることから、民主党公務員制度改革PTは、地方6団体と連合・公務労協の関係者における意見交換を進めることとし、これまで地方6団体及び連合・公務労協からのヒアリングなど、延べ6回に及ぶ会合が行われた。その後、2012年5月11日には総務省が「地方公務員制度改革について(素案)」を示した。しかし、法案策定に向けた最終的な

検討内容として示された素案に対して、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会等は、法案に対する反対の姿勢等を明らかにした。

一方、8月1日に行われた第10回政府・連合トップ会談において、川端総務大臣は「引き続き、法案提出に向け、できる限り早い時期に制度改革の内容の取りまとめを行ってまいりたい。」と述べた。さらに、8月6日、2013年度の連合の重点政策に関する政府との協議において、川端総務大臣は「総務省としての取りまとめを終えている。最大限知恵を出して、前に動かす努力をしている。」との見解を明らかにした。

8月中旬以降、民主党及び官邸による総務省への関係法案閣議決定への強い働きかけが行われ、さらに8月28日の連合・民主党の定期協議を踏まえ、8月31日の閣議における政府の対応が焦点となった。しかし、閣議において、川端総務大臣は「地方三団体の理解が得られていないため、通常国会への法案提出を断念し、次期臨時国会をめざす」という内容の発言にとどまった。公務労協公務員制度改革対策本部は、9月7日に見解を公表し、その中で「論理的根拠のない実態無視の反対のための反対論を繰り返した地方三団体の意向を優先したものと評価せざるを得ず、政府・総務省の対応は言語道断であるとともに、信頼関係を蔑ろにした重大事である。」と厳しく批判した。

各地方自治体での給与の独自カットが常態化し、人事委員会勧告制度の機能不全の実態、またILOからの7度にわたる勧告を踏まえれば、これ以上の「自律的労使関係制度の措置なし」の状態は重大な立法不作為であると言わざるを得ない。次期臨時国会が地方公務員制度改革法案成立の最終最後の機会であることから、地公部会は民主党所属全国会議員への要請行動を実施することとした。行動では、国会議員に直接面会し、次期臨時国会において、「地方公務員制度改革関連法案」の国会提出・成立をはかることを要請した。要請行動は、10月19日現在、約半数の議員に対して要請が終わっている。

一方、総務省は、9月12日に、地方公務員における自律的労使関係制度について、当事者である地方自治体の労使の関係者の意見を伺いながら、検討し成案を得ることを目的とした「第1回地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議」を開催した。会議では、公務労協、地方3団体などの労使関係者からヒアリングが行われ、10月末までにまとめを示す予定で議論が続けられている。

2. 地方行政改革をめぐる動向について

(1) 地方公務員の定員、給与をめぐる情勢について

① 定員純減と公共サービスへの影響、臨時・非常勤職員の増加

この間、市町村合併や三位一体改革による地方財政のひっ迫、集中改革プランなどの構造改革を通じ、公共サービスは縮小・民営化路線を突き進んできた。その結果、地方公務員の総数は、2011年4月1日現在278万8,989人（対前年比△24,886人）であり、1994年をピークとして、1995年から17年連続純減している。

そのうち、一般行政職員は 21.1%、教育職員は 15.0%、公営企業職員は 14.1% それぞれ純減をし、1994 年比で 45 万人、15%の純減となっている。一方、高齢化の進展に伴う福祉関係の業務の増大、消費者行政の充実など、公共サービスの需要の拡大・多様化が進んでいるが、各地方自治体では、常勤職員を純減し、臨時・非常勤職員を大量に採用することで対応を進めてきた。2005 年から 2008 年にかけて、常勤職員は 142,744 人減少し、同期間に臨時・非常勤職員は 43,462 人増加しており、人員上では、全体で約 3 割が臨時・非常勤職員に置き換えられたことになる。

特に、総務省が主導し 2005 年から 2010 年までの 5 年間にわたり、各自治体が公務員数削減などの行政改革に取り組んだ「集中改革プラン」では、228,000 人、7.5%の純減と、短期間に急激な人員削減が実施された。片山前総務大臣は、「集中改革プラン」という法的根拠のない仕組みを強いてきたがこれを解除すること、指定管理者制度については、公共サービスの質の向上という趣旨に沿った運用をはかること、などとする通知を発出した。

全国一律的で、地方の実情を踏まえない定員削減を強行した結果、東日本大震災からの復興・復旧にあたって深刻な影響を及ぼしている。また、退職不補充の結果、50 歳～59 歳の職員の割合が 4 割近くにのぼり、31 歳以下の年代の職員数が少なくなっている。今後、経験豊富な職員の退職により行政ノウハウの次世代への継承、組織の活力低下などの課題が顕在化する懸念が高まっている。定員削減は、超過勤務など職場環境を厳しくさせ、メンタル不調者の増加、職員の士気という観点からの課題を引き起こしている。

② 地方公務員の給与をめぐる情勢

総務省が、今年 3 月 16 日に公表した地方公務員給与実態調査結果によると、ラスパイレス指数は、2011 年 4 月 1 日現在 98.9 (2009 年同日 98.8) で、2004 年以来 8 年連続で国家公務員を下回っている。また、83.2%の自治体は、ラスパイレス指数は 100 未満となっている。

平均給与月額（諸手当を含む）は、地方公務員は 383,839 円（平均年齢 42.8 歳）に対し、国家公務員は 409,644 円（平均年齢 42.5 歳）で、対国家公務員△25,805 円となっている。国家公務員は対前年比+1,148 円（年齢+0.3 歳）、地方公務員は△1,734 円（年齢+0.1 歳）であった。

独自の給与削減措置については、2011 年 4 月 1 日現在、約過半数の地方自治体が実施し、年額約 1,500 億円を削減している。2002 年度から 2011 年度までの累積減額総額は約 1.6 兆円にのぼる。

さらに、2005 年から始まった国の給与構造改革において給与水準が 4.8%引き下げられたが、地方公務員については、ほとんどの地域が地域手当非支給地であること、広域異動手当等が導入されないことから、国家公務員と比較して引下げ効果が大きく、地方公務員の給与構造改革による減額累積（試算）は、給与構造改革が実

施された 2006 年度から 2011 年度までで 3.6 兆円にのぼる。

地方公務員の人件費は、人員削減、給与構造改革の影響、厳しい地方財政のもとでの給与削減措置を通じて、特に、2000 年度以降は相当な減額を実施されてきた。減額にあたっては、多くの地方自治体において十分な労使交渉を行うなど、労使双方とも大変な努力を続けてきた。地方公務員給与が高すぎるとする一方的な批判、国家公務員給与引下げをしたのだから、地方公務員も同様の措置をすべきという主張は、この間の労使双方の努力を否定するものであり、断じて認めることはできない。

(2) 新たな地方行政改革の動向について

岡田副総理の私的な懇談会である「行政改革に関する懇談会」（以下、「行革懇」という）は、本年 8 月 7 日に「大転換期の行政改革の理念と方向性について」（以下、「理念と方向性」という）とするとりまとめを行った。行革懇は、今後取り組むべき行政の改革・刷新に関する諸課題について大所高所からの指摘を行うとして設置されたものである。何ら法的な位置付けのない私的な懇談会であるにも関わらず、行政のスリム化、公務員の人件費削減ばかりを強調し、小泉構造改革以降の「小さな政府」の流れを加速する政策を進めようとするものであった。

この間、財務省の意向を受けたと伝えられる民間有識者委員から、再三にわたり、「地方公務員の給与についても国家公務員と同じく 7.8%カットを行うべき」、「地方は生計費が安く、ラスパイレス指数 98.9 であっても妥当な水準か疑問、定員のさらなる純減をすべき」等の意見が出された。7 月 12 日の会議では、岡田副総理からも「地方は生計費が安く、ラスパイレス指数 98.9 であっても妥当な水準なのか」とする、この間の給与構造改革において地域手当を創設したことに関する問題点を理解しない発言があった。

これらの意見に対して、公務労協としては、行革懇委員である古賀連合会長を通じて、「地方改革について主体は地方自治体であり、国が地方の行政改革について一律的、一方的に求めるのは、地域主権に反すること、国との間で組織、機構、役職の構成が異なるにもかかわらず、ラスパイレス指数を用いることに違和感がある、10 年間にわたる地方独自の給与削減については認識をすべき」との反論を行ってきた。

「理念と方向性」では、「2 割近い団体のラスパイレス指数が国家公務員比で 100 以上となっているなど、なお取組みが不十分な団体が存在」、「国における取組みを参考に、定員や給与水準等に関して更なる行政改革の実行が必要」であることなど、地方における行政改革の一層の推進が明記された。

公務労協は 8 月 24 日、各構成組織書記長クラスによる大串内閣府大臣政務官交渉を行い、「震災の対応についても、現場からは人手が足りないという声が上がっている。そうした中でなおスリム化をと言われると、われわれと基本的な認識が異

なると言わざるを得ず、一線を画さざるを得ない。まずは、公務のあるべき姿を示してもらいたい。また、地方の問題については、原口総務大臣、片山総務大臣のときに、地方のことは地方でということが進められてきたが、今回のとりまとめを見ると、また中央集権に戻ったのかと言われても仕方のない内容だ。」と厳しく指摘した。その上で、「全体、個々の課題については、われわれとの十分な交渉・協議、合意を踏まえ対応していくこと」を政務官との間で確認し、副総理の私的な懇談会のまとめが、一方的に政府方針とされることがないように、あくまで労使交渉・協議、合意のもとで進めることで歯止めをかけてきた。

今後、行革工程表の作成が行われるが、地方行革に関わって、国がさらなる定員・給与の削減につながる方向性を地方自治体に対して強制することがないように、公務労協に結集し、政府・総務省との交渉・協議を強めていく必要がある。

さらに、少子高齢化社会への対応として医療・介護部門など現物サービスを拡充するため、公務・公共部門の雇用拡大、雇用情勢の改善とデフレの解消、格差社会からの転換など、国民が安心して暮らせる社会を実現するという公務労協全体の運動を進める必要がある。また、総務省は、今後の定員管理は地域の実情に応じ、各自治体での主体的な取組みへと転換をはかるとしていることから、自律的労使関係制度を早期に構築し、定員のあり方について労使協議の場で公共サービスの充実という観点に立った十分な議論と合意形成が今こそ求められている。

II 2012 春季生活闘争以降の取組みの経過と到達段階

1. 総務省、全人連への春季要求書の提出と回答交渉

2月24日、公務員連絡会委員長クラス交渉委員による川端総務大臣への春季要求書提出にあたり、地公部会としても2012春季要求書を提出した。地公部会からは、地方公務員給与について、昨年5月の労使合意に基づき、「国が財政措置を一方的に決定し、事実上、地方を追い込むことはないことを確信している」と指摘した。また、消防職員への団結権の付与を含めた「地方公務員の労働関係に関する法律案」の早期国会提出と成立、定年延長について、国と同時に、2013年度から実施されるよう強く要求した。

従来、地公部会からの春闘要求については、要求書提出、そして総務大臣の「一発回答」と交渉積み上げの形式ではなかったが、今年度は、総務大臣回答前の3月19日、福田総務大臣政務官との交渉を実施し、2012春季要求事項のうち重点としている課題について、あらためて要求の趣旨を説明し、その実現をはかるよう求めた。交渉では、地公部会が、国家公務員の給与改定と臨時特例法の公布にあたっては、各地方自治体に対して情報提供にとどめることを求めたにも関わらず、同法公布に係る副大臣通知が示されたことに対して遺憾の意を伝えた。福田政務官は、「副大臣通知は、地方団体において自主的かつ適切に対応されるよう期待するという総務省の考え方、逆に言えば、要請や強制をしないという考え方を示すために、むしろ技術的助言をした」という回答を行った。

3月28日、春闘要求書に対する総務大臣回答交渉が行われ、地方公務員については、①地方財政計画における給与関係経費について、その所要額を適切に計上し、地方公務員の人件費の確保を行う、②臨時・非常勤職員の処遇改善に係わって、パート労働法は公務員は適用が除外されているが、臨時・非常勤職員の任用に当たっては、パート労働法など民間労働法制を十分に念頭に置く必要がある、③雇用と年金の接続に向けて、地公部会などからの意見を聞きながら早期に検討する、④新たな労使関係制度を設けるため早期の法案提出に向けて、できる限り早い時期に制度改革の内容の取りまとめを行いたい考えである、との回答があった。

2. 2012 人勧を受けた地方公務員給与の取扱いに関わる取組み

公務員連絡会は人事院勧告・報告が内閣・国会に提出されたことを受けて、8月9日に総務大臣、10日に官房長官、また22日には厚生労働大臣にそれぞれ要求書を提出した。藤村官房長官は、「地方公務員の給与については、引き続き国家公務員給与削減の影響を遮断することを強く求めたことに対して、「地方公共団体においては、自主的かつ適切に対応されるものであり、地方公務員法及び給与改定・臨時特例法の趣旨を踏まえて、国家公務員の給与引下げと同様の引下げを地方公共団体に強制する

ことは考えていない。」と回答し、従来からの姿勢に変わりがないことを表明した。

また、地公部会は、8月9日に全人連、10日には総務省に人事院勧告・報告を受けた地方公務員給与の取扱いについて等の申入れを行い、同月24日、総務省との間で申入れ回答交渉を行った。

交渉では、地公部会が、給与改定・臨時特例法を地方公務員給与に影響させるべきではないと求めたことに対して、総務省は「2011年6月3日に質問主意書に対する答弁の閣議決定を行っている。その中で地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の引下げを手段とすることを含め、国家公務員給与の引下げと同様の引下げを地方公共団体に強制することは考えていないとしている。現在においてもこれが政府の基本的な方針である。」と回答した。55歳を超える職員の昇給、昇格時昇給額に係る見直しについては、「地方公務員法第24条3項により、地方公務員の給与は国家公務員の給与などを考慮して定めなければならないとされており、昇給・昇格制度を含めた地方公務員の給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきものと考えている」との回答があった。

地公部会は、これらの回答に対して、①地方公務員の給与決定については、地方の労使交渉による自主決着を尊重すべきであり、人事院勧告に関する国家公務員の給与の取扱い決定を受けた副大臣通知を出さないこと、②55歳を超える職員の昇給、昇格時昇給額に係る見直しについては、各人事委員会がそれぞれの地方自治体の職員の実情等を踏まえて検討し、仮に、勧告した場合には、それに基づき労使で決定されるべき、と指摘した。さらに、ラスパイレス指数が例年公表されていることに対しては、「そもそも国と地方では組織、機構、役職の構成が異なるにも関わらず、ラスパイレス指数を用いて国と地方の給与水準を比較することは問題であり、また、公表によって地方公務員給与水準への要らぬ政治的・社会的な批判を招くことにもなることから、慎重に対応すべき」との要請を行った。

3. 政令市・各都道府県人事委員会勧告の現状

2012年人事委員会勧告は、10月24日現在、1県をのぞき、すべて政令市、都道府県において、勧告・報告が終わった。月例給に関わっては、都道府県では、引上げ勧告が滋賀、島根の2県、据置きが37道県、引下げが7都府県という結果であった。引上げ勧告を行った滋賀県は、公民較差解消のために、給料表の改定ではなく地域手当を引き上げることとし、島根県は、給料表の改定を勧告した。引下げ勧告を行った都府県は、給料表改定、高齢層職員の給料表の改定、または自宅に係る住居手当の廃止により公民較差を解消することとしている。ただし、京都、大阪は、給与減額期間中であり調整措置は実施しない、または考慮することとした。政令市等（特別区・和歌山市・熊本市を含む）では、据置きが10市、引下げが11市と引下げ勧告を行った政令市等が多かった。特に、大阪市では地域手当2%の引下げという厳しい勧告となった。

一時金支給月数については、都道府県では、引下げ勧告が青森、岩手、岡山、高知の4県、その他は改定なしとなった。その結果、国を下回る支給月数となっているのは6県という状況である。政令市等では、引下げ勧告を行った福岡市以外は改定なしであった。

給与構造改革に伴う現給保障の廃止に関わっては、今年度12県が廃止を勧告し、昨年度の廃止勧告とあわせると17道県となった。また、政令市等では廃止を勧告した人事委員会はなかった。自宅に係る住居手当は、国は2009年に廃止をしたが、地方自治体においては、国家公務員とは住宅事情が異なる等の理由から、都道府県では24府県、政令市等では16市等、市町村では634市町村が存置をしている。本年の人事委員会勧告では10県が廃止を勧告し、勧告通り実施となれば制度が残っているのは14府県となり、まだ存置している市町村に対して大きな影響が出るのが懸念される。

高齢層職員の昇給・昇格制度見直しは、15都府県が他県状況を見ながら検討とし、実質上見送った以外は、ほぼ国同様の勧告を行った。ただし、国が実施した状況をみて実施としている勧告もあることから、今後人事院勧告の取扱いの動向に影響されること、国とは異なる人事管理等の実態もあることから、労使交渉による決着をめざす必要がある。また、政令市ではさいたま市が55歳を超える職員の昇給停止だけを勧告した。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する減額を措置に関わっては、ほとんどの人事委員会はふれなかった、または、2年間の暫定的な特例措置であることなどを勘案し、特段の考慮はしないとした。本年の人事委員会勧告・報告段階では、地方公務員給与への遮断が一定確保される情勢にあると判断できるが、来年度予算編成に向けて引き続き取組みを強化していく必要がある。

4. 2013年度予算編成期に向けた取組み

年内とも予想される衆議院解散・総選挙において、地方公務員給与及び地方交付税、義務教育費国庫負担金における地方公務員給与関係費の取扱いが争点の一つとなる可能性は高い。また、選挙後の政権の枠組みによっては、民主党政権との間で合意・確認をしてきた「財政上の措置を含め地方公務員への国家公務員給与削減の影響を遮断」することについて、厳しい局面が来ることは避けられない情勢にある。

すでに、2012年2月29日、地方6団体は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立を受けて、地方交付税や義務教育費国庫負担金を減額するなど、国が地方に対して給与削減を実質的に強制することがあってはならないとする共同声明を公表している。さらに、全国知事会は、8月7日、総務省に対して「平成25年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を提出し、国家公務員の給与削減に関わり国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行なわないことを要請している。

地公部会は、9月初旬から11月下旬の間、国家公務員の給与改定・臨時特例法に基づく臨時特例減額の地方交付税、義務教育費国庫負担金への影響遮断を確実にするために首長、地方議会議長、地元選出国會議員への要請行動を提起している。併せて、2012 秋季確定闘争期の取組みは、近年では最も厳しい状況のもとでの取組みとなることから、各都道府県段階において、2012 地方確定闘争勝利、2013 地方財政確立等の課題をテーマとした地方決起集会を開催し、諸情勢の共有化と首長・地方議会議長要請、地元選出国會議員への要請行動の報告、及び意思一致の場を持つよう行動提起を行った。

5. 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定の取組み

この間、地公部会は、臨時・非常勤等職員の処遇改善、雇用安定に向けた法改正に向けて、2011 年4月および8月に総務省に提出した160万筆もの署名を背景に、2011 年4月に発足した民主党の地方自治体臨時・非常勤職員問題WT（以下、WTという。）を軸に政治対策を進めてきた。

WTでは、地方自治体の非常勤職員への手当支給を可能とする地方自治法改正などの処遇改善・雇用安定にむけた「短期的課題についてのとりまとめ」をまとめ、本年8月2日の政策調査委員会です承、民主党は、第180通常国会での地方自治法改正法案提出・成立をめざすことを確認し、国会対策を進めてきた。しかし、衆議院段階での改正案修正については、混迷を深める国会情勢の影響もあり、与野党間の調整がつかなかったことから、地公部会は、民主党と緊密な連携をはかりながら、参議院総務委員会での改正案修正をめざして国会対策を進めてきたものの、自民党を中心に野党の抵抗は強く、修正を断念せざるを得なかった。

併せて、国会質疑において総務大臣から臨時・非常勤職員の処遇改善・雇用安定に向けて前向きな答弁を得るべく対応を進めてきた結果、8月29日の参議院総務委員会質疑において、川端総務大臣が「任用と処遇に関しては、各地方公共団体が責任をもって対処していくことが基本であるが、総務省としても、この問題をきわめて重要であると考えている。改めて実態の把握を行い、任用と処遇の在り方について幅広く検討を加速させていきたい」と答弁を行った。また、三輪公務員部長は、「臨時・非常勤職員への手当支給に係る東京都東村山事件に関わって、平成20年の東京高裁が示した、（当該職員の）勤務の内容、態様、あるいはその役割、また待遇等の取扱いなどの諸事情を総合的に考慮して、常勤の職員に該当するか認めることが相当であるという判例に留意する必要がある」との答弁を行った。

この間、総務省は、臨時・非常勤職員の実態を踏まえた処遇等のあり方について検討を行うことを頑なに拒んでいたが、国会質疑で、「検討を加速する」ことを明確にしたことは、これまでの取組みによる一定の成果と言える。臨時・非常勤職員への手当支給に関わり東京高裁判決にも留意をする必要があるという答弁は、「常勤」か「非常勤」かの区分を、職務内容が常勤職員と同様であるかどうかも考慮して実質的に判

断する必要があることを認めたものであり、これまでの答弁と比較すると一步前進した内容と言える。この答弁を臨時・非常勤職員の諸手当支給実現をめざした交渉において十分活用していく必要がある。

総務省は9月28日、総務大臣答弁を受け、「臨時・非常勤職員に関する調査」を各地方自治体に発出した。11月中旬を目途に集約予定であり、この調査結果を受けて、処遇等のあり方について検討が進められると予想される。

今後、「官製ワーキングプア」問題解決に向けて幅広く世論に訴えるとともに、これら国会答弁を踏まえ、今秋の公務員部長交渉でのさらなる前進回答を得るよう総務省交渉等を強化する。また、地方確定交渉においては、当局に対して地方自治法改正など法整備の早期実現を地方三団体から政府に要望を行うよう求めていく取組みなど、中央段階、地方段階での取組みが必要である。

6. 地方公務員の退職手当制度の見直しに関わる取組み

本年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱について」において、共済年金制度の職域部分廃止と新たな年金の検討が言及されるとともに、3月7日に人事院が政府に提出した「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」において、402.6万円の較差を埋める必要があることなどの見解が示された。政府は、4月13日に被用者年金一元化法案を閣議決定するとともに、岡田副総理が「共済職域部分と退職給付に関する有識者会議」を設置し、具体的な措置を講じていく考えであることを表明した。

それに対して、公務労協は4月17日、園田内閣府大臣政務官に対し「共済年金職域部分と退職給付の見直しに係る要求書」の提出交渉を行った。交渉では、労働組合と十分な交渉・協議と合意に基づいて進めることを求めた。また、人事院の調査結果に基づく官民較差については、共済年金職域部分廃止後の新たな年金部分及び退職手当の見直しと合わせて、官民均衡を図ることを要求した。

さらに、公務労協は、6月8日書記長クラス交渉委員による大島総務副大臣交渉を実施し、8月6日には委員長クラス交渉委員と川端総務大臣との間で最終交渉が行われた。総務大臣からは、引下げの経過措置を3段階設けるという回答があり、公務労協は、「実施時期及び経過措置について、来年1月から始めて9か月間隔で3段階で引き下げるという回答は、われわれの主張を踏まえ最低限の配慮を大臣が決断されたものとして受け止める」と表明し、交渉を終えた。

地方公務員の退職手当の見直しに関わっては、8月6日、稲見総務大臣政務官との間で、国家公務員の退職手当制度の見直しを受けた地方公務員の退職手当の取扱いに関わる交渉を行った。交渉では、国家公務員の見直しを基本に、十分な労使交渉、合意による決着が各地方自治体で進むよう総務省に必要な対応を求めた。政務官からは、「今般の退職手当の見直しは、退職後の職員の生活設計に大きな影響を及ぼすことから、各地方自治体において職員の理解と納得を得ながら円滑に制度改正が行われ

ることが重要であること、地方自治体の労使間でギリギリの知恵を出し合いながら、各地方自治体の中で、理解を得て頂くことを期待したい」との回答があった。

8月7日、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等についての閣議決定の中で、「地方公務員の退職手当については、国家公務員の退職手当見直しの動向に応じて、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」とされ、同日、同様の内容で副大臣通知が示された。

今後、国家公務員の退職手当法改正後、総務省より条例例が示されることから、引き続き、総務省交渉を強めていく必要がある。

7. 地方公務員の雇用と年金の確実な接続に関わる取組み

国家公務員においては3月23日、再任用を義務化する「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が決定された。それを受け、国家公務員の再任用義務化法案提出に向けた検討に併せて、地公部会は8月22日、地方公務員の雇用と年金の接続に関する総務省申入れを行った。申入れでは、「地方公務員においては、再任用制度の実施自治体は、全体で20%にとどまっていることなどの実態を踏まえる時、雇用と年金の確実な接続と生活できる給与を保障するには、段階的な定年延長の実現をはかることが最も相応しい」ことを要求した。

8月29日、総務省は各地方自治体に対して、「地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要(案)」（以下、「制度概要案」という）についての意見聴取の依頼を行った。制度概要案では、義務化の勤務形態について、92%の都道府県・政令市、73%の市町村が、フルタイムと短時間を任命権者が選べるようにしてほしいと要望しているなどの理由から、任命権者がフルタイムか短時間を選択できる制度設計としている。任命権者が自由にフルタイムか短時間かを選択できる制度では、職員の希望の如何に関わらず、一方的に定年退職後の働き方を決められてしまうこととなり、雇用と年金の確実な接続と生活できる給与の保障という観点から重大な問題点があることから、あくまで定年延長を求めて交渉・協議を進めていく必要がある。

8. 特別交付税減額措置に対する取組み

3月5日、総務省給与能率推進室に対して、特別交付税の減額措置に関わる要請書を提出し、特別交付税の減額は不適正な給与支給に対するペナルティーであり、減額措置を行うべきではないと強く求めた。同月26日の回答交渉では、「自宅に係る住居手当を支給している自治体、50歳代後半層の給与一律減額措置を実施しないことを理由に、特別交付税の減額は行わない」、「ラスパイレス指数が全国平均98.9以下の自治体について、期末・勤勉手当の算定において国の支給を上回る支給、年間調整が不十分であっても減額措置は行わない」との回答があり、ほぼ地公部会の要求どおりとなった。しかし、地域手当、寒冷地手当に関わっては、国の支給基準にもとづく

総支給額を上回って支給している自治体について、実際に支給されている地域手当支給総額等から国の支給基準に基づく総支給額を控除して得た額を減額して交付する、という回答であった。

2012年度特別交付税については、国家公務員の給与減額措置が実施中であり、従来よりさらに厳しい情勢の中で、特別交付税の減額措置が検討されることから、秋季段階から総務省との交渉・協議を進めていく必要がある。

9. 地方公務員の労働安全衛生体制確立に関わる取組み

(1) 東日本大震災からの復興・復旧に関わる地方公務員の労働安全衛生体制確立の取組み

東日本大震災の被災地域に勤務する地方公務員のメンタルヘルス対策に関わっては、2011年12月20日の総務省公務員部長交渉において、地公部会と十分な協議のもと、積極的な対応を行うよう要求した。その後、総務省、地方公務員災害補償基金等とも連携をはかりながら、メンタルヘルス対策に係る特別交付税措置、及び現場の実態を踏まえた具体的な事業の実施について協議を進めてきた。その結果、2012年9月より、地方公務員災害補償基金により東日本大震災に関連するメンタルヘルス総合対策事業が始まった。さらに、その事業実施に必要な特別交付税措置も実現できた。今後、被災地の職員の実情を十分踏まえた事業になるよう、引き続き、総務省及び地方公務員災害補償基金との協議を進めていく必要がある。

(2) 精神疾患に係る公務災害認定基準見直しに対する取組み

この間、民間の精神疾患に起因する労災認定に係る指針は数度にわたり見直しが行われてきた。その度に、人事院は国家公務員の認定判断基準を見直し、さらに、基準の具体化・明確化も進めてきた。一方、地方公務員災害補償基金は、地方公務員の精神疾患に関わる公務災害認定基準については1999年に定められて以来、地方公務員の職場環境の大きな変化があったこと、及び国・民間の認定基準の見直し後も、それを受けた検討すら行ってこなかった。これに対して、地公部会は、2009年以来、認定基準の見直しを求めて総務省、地方公務員災害補償基金との間で交渉・協議を継続してきた。

地方公務員災害補償基金は、地公部会からの要求を受け入れ、2012年3月23日、精神疾患認定基準に関わる新理事長通知等を示した。この間の基金との交渉を通じて、職場の実態を踏まえた公務災害認定基準に近づけることができた。特に、公務災害を起こさない職場環境の整備、公務災害認定に係る事実調査についての使用者責任の明確化、迅速な認定作業の促進等、従来に比較すると前進した内容とさせることができたことは大きな成果である。さらに、新しい公務災害認定基準は、公務災害を未然に防止するための労安体制確立に活用できる内容であり、今後の労使交渉において十分活用していく必要がある。

Ⅲ 2013 年度の取組みについて

地方公務員の自律的労使関係制度の確立は、民主党政権を中心とする政権の下では達成できない課題であり、法案提出と早期成立の最後の機会であるにとらえ、公務労協に結集し、全力で取組みを進める。また、自律的労使関係制度のもとでは、人事委員会勧告制度が廃止され、労使交渉によって賃金・労働条件が決定されることとなる。まずは、円滑な制度移行をはかることを目的とし、総務省、地方団体関係者などととも中央段階での協議実現をめざしていく。

一方、国家公務員給与引下げも 2 年目に入ることから、地方公務員給与引下げの政治的・社会的圧力は、昨年とは比較にならないほど高まることは避けられない。自律的労使関係制度を早期に実現する中で、地方公務員給与に対する社会的合意を確立する取組みを進めるとともに、地方財政に国家公務員給与引下げを波及させないよう政府交渉の強化、地方団体との十分な連携のもとで政治対策等をすすめていく。

また、地方公務員においては、2013 年夏以降の退職者については、雇用と年金の確実な制度を実効していかなければならない地方自治体、職種があることから、早期の制度設計が必要となっている。雇用と年金の確実な制度としては、定年延長が最もふさわしい。その他、これまで述べた諸情勢の下、諸課題は山積しており、地公部会は公務労協に結集し、下記の諸課題の取組みを進めていく。

1. 自律的労使関係制度確立に向けた取組み

(1) 地方公務員の自律的労使関係制度早期実現の取組み

地方公務員の自律的労使関係制度に係わる法案の早期閣議決定と国会成立、国家公務員と同時期の施行をめざしていく。法案化に当たっては、引き続き、以下の重要課題実現をめざす。

- ・消防職員の団結権、団体協約締結権の付与
- ・現業職員に関する特例（地公法第 57 条、地公企労法附則第 5 項）廃止
- ・中央協議システムの確立
- ・労働基準法の適用拡大
- ・その他、自律的労使関係制度の整備にあたって行われる地公法等関連法案（2007 地公法改正案を念頭に）の改正等に対する必要な対応

(2) 自律的労使関係制度が措置されるまでの期間における取組み

地方公務員の自律的労使関係制度が施行されるまでの間には、以下の取組みを進める。

- ・モデル協約案の策定
- ・地公部会共同調査に向けた準備
- ・地方公務労協（地方連合官公部門連絡会）等における地方公務員共闘組織の構築

2. 賃金・労働条件に関わる取組み

(1) 自律的労使関係制度確立後の賃金・労働条件に関わる取組みの基本的な考え方

自律的労使関係制度の確立以降は、団体協約をもとに条例・規則が制定され、全職員の賃金・労働条件が規定されることになり、労使双方にとっては交渉のあり方、交渉の結果について、これまで以上に社会的な責任が重くなる。

労働組合からの要求事項の基本は、組合員の切実な要求を踏まえたものであることと同時に、その要求が労働組合の社会的責任である社会的不公正や格差の解消という社会正義の実現をめざすものでなければならない。格差を是正し、公正な配分を実現することにより、公務部内の不均衡を正し同一労働同一賃金を実現することが公務労働組合運動の重要な課題であることを認識し、これまで公務労働組合が果たしてきた役割を真剣に振り返り、社会正義実現をめざす賃金闘争への転換をめざしていく。

(2) 自律的労使関係制度が措置されるまでの賃金・労働条件改善について

① 地方公務員の給与については、特に、地方財政計画上の給与関係費の算定にあたって国家公務員の給与改定・臨時特例法に基づく臨時特例減額の影響を遮断することが最大の課題となる。そのため、すでに行動提起をしている 2013 年度政府予算編成において、財政上の措置を含め地方公務員への国家公務員給与削減の影響遮断を確実にするため、首長・地方議会議長及び地元選出国會議員への要請行動を 11 月下旬までにやりきる。さらに、例年 11 月下旬から 12 月中旬にかけて実施している地方財政確立のための政府、各政党、地方 6 団体等への要請行動においても、特にこの課題については、最重要課題のひとつとして取り組む。また、衆議院解散・総選挙の結果如何では、政府予算案の組替えも想定される局面も来ることから、その動向を注視し、必要な取組みを提起する。

② 毎年 12 月下旬に地方公務員の給与実態調査結果が公表されるが、地方公務員給与へのいわれなき社会的・政治的な批判を招かないよう、ラスパイレス比較の公表をさせないことも含め、総務省に対して必要な対応を行うよう交渉を進める。

(3) 企業・現業職員給与の一方向的な引下げに対する取組みについて

企業・現業職員給与の一方向的な引下げをさせないため、地方公務員給与の取扱いに関わる総務副大臣通知を出させないことを基本に、副大臣通知が出された場合であっても、労働協約結権が付与されていることもあり、自治体での労使交渉による自主的・主体的勤務条件決定を尊重が基本である趣旨を明確にすることを求めるとともに、労使交渉の尊重、民間の類似する職種との賃金を比較する際には、職務内容の十分な比較が必要なことを明示することも含め、引き続き、総務省との交渉・協議を進める。

(4) 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定の実現について

- ① 地方自治法改正案については、早期の国会成立をめざす。当面、地方3団体、特に全国市長会への働きかけを早急に行う。
 - ② 臨時・非常勤職員の雇用安定・処遇改善に向けた取り組み
 - ア) 11月初旬取りまとめ予定の総務省による地方公務員の臨時・非常勤職員実態調査結果を踏まえ、処遇改善、雇用安定に向けた法整備等に向けて直ちに着手を求める。それにあたっては、地公部会との十分な交渉・協議のもと、すすめることを求める。
 - イ) 地方確定交渉において、臨時・非常勤職員に諸手当が支給できるとする地方自治法改正について、地方3団体を通じて国に要請するよう求める。
 - ③ 公務労協が進める短時間公務員制度の実現をめざし、地公部会構成組織間で十分な合意形成をもとに取組みを進める。
- (5) 退職手当制度の見直しについて
- 国家公務員の退職手当法成立後、総務省が条例例を示すことから、それに向けて、以下の基本的な考え方にに基づき、総務省交渉・協議を進めていく。
- ① 退職手当の見直しは退職手当制度の見直しであり、国家公務員の見直しを基本に設計されるべきであるとともに、特に職員の退職後の生活に重大な影響を与えるものであることから、十分な労使交渉・協議、合意の上で実施されるよう地方自治体に対して適切な対応を求めること。
 - ② 経過措置については、地方自治体において「知恵」が出せるような配慮が可能とすること。
 - ③ 早期退職者についての特例措置の拡充については、各地方自治体で弾力的な取扱いができるようにすること。
- (6) 雇用と年金の確実な接続に向けた取組みについて
- 地方公務員の雇用と年金の確実な接続に関わっては、あくまで「定年延長」を求めるとともに、地方公務員の実情を踏まえた内容の実現、また、国に遅れることなく実施できるよう必要な法改正を進めることを求め、総務省との交渉・協議を進める。また、2012年秋季に「意見の申出」を行わなかった人事委員会に対しては、早急に「意見の申出」を行うよう交渉・協議を強める。
- (7) 福利厚生施策の充実について
- ① メンタルヘルスを含む健康管理体制の充実、職場の労働安全衛生体制の確立、福利厚生の充実を一層推進するため、総務省、地方公務員災害補償基金、地方公務員災害補償基金との交渉・協議を強化する。
 - ② 地方公務員の「精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務災害認定」新基準の趣旨を職場段階まで徹底をはかるため、引き続き、地方公務員災害補償基金との協議を進める。
 - ③ 東日本大震災の被災地に勤務する地方公務員のメンタルヘルス対策について、現場の実情を踏まえ、具体的な成果があがるよう総務省、地方公務員災害補償基

金との交渉・協議を継続する。

(8) 地方財政確立に関わる取組みについて

公共サービス基本法を具体化し、全国すべての地方自治体で質の高い公共サービスを提供するには、産業・人口基盤の差による地方財政の格差を国の責任において解消する必要がある。そのため、地方交付税の拡充など地方財政の確立をめざし、総務省・財務省・各政党・地方団体に対する要請行動に取り組む。

公務員連絡会地方公務員部会

<2013年度役員体制>

役 職	氏 名	出身組織
部会議長	高木 敏雄	都市交
部会副議長	徳永 秀昭	自治労
	加藤 良輔	日教組
	永井 雅師	全水道
	佐藤 由晴	日高教
	岸川 秀樹	自治労連
企画調整委員	○氏家 常雄	自治労
	岡本 泰良	日教組
	吉田 昭二	都市交
	西川 正夫	全水道
	山尾 宏	日高教
	松葉 洋之	自治労連
部会事務局長	藤川 伸治	日教組
部会事務局次長	森 伊織	自治労
幹 事	森本 正宏	自治労
	宇高 和馬	日教組
	栗原 勝	都市交
	禧久 章蔵	全水道
	山尾 宏	日高教
	関谷 明治	自治労連
会計監査	久保 正美	全水道

○は企画調整代表

第2号議案

公務員連絡会地公部会 2012 年度会計決算報告書

自2011年10月1日

至2012年9月30日

収入の部

科 目	予 算	決 算	差 引
繰 入 金	3,488,610	3,488,610	
分 担 金	3,500,000	3,500,000	
雑 収 入	100	886	786
合 計	6,988,710	6,989,496	786

支出の部

科 目	予 算	決 算	差 引
会 議 費	1,500,000	600,732	899,268
旅 費	300,000	173,670	126,330
闘 争 費	4,500,000	1,434,091	3,065,909
備品消耗品	20,000	0	20,000
雑 費	100,000	84,540	15,460
予 備 費	568,710	0	568,710
合 計	6,988,710	2,293,033	4,695,677

収支計算書

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
会 議 費	600,732	繰 入 金	3,488,610
旅 費	173,670	分 担 金	3,500,000
闘 争 費	1,434,091	雑 収 入	886
備品消耗品	0		
雑 費	84,540		
次期繰越金	4,696,463		
合 計	6,989,496	合 計	6,989,496

貸借対照表

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	次期繰越金	4,696,463
預 金	4,696,463		
合 計	4,696,463	合 計	4,696,463

2012 年度会計監査報告について

会計監査報告書

2012年10月11日

公務員連絡会地方公務員部会

議長代行 高木 敏雄 殿

会計監査

本日、公務員連絡会地方公務員部会の2012年度会計決算報告についての監査を終了しましたので、その結果を報告します。

1. 監査物件

(1)現金出納帳 (2)会計決算書 (3)預金通帳 (4)現金 (5)領収書等

2. 概要

今回の会計監査は、会計決算報告書に示された諸事項を、提出された財政関係の帳簿及び証拠書類等に基づいて実施した。

3. 報告事項

会計監査の結果、収支の状況、現金・預金の期末残高は、会計報告書のとおりであることを確認した。

第3号議案

公務員連絡会地公部会 2013 年度予算(案)について

I 分担金の徴収について

2013 年度についても分担金を徴収することとし、各構成組織の分担金額は、昨年同様以下の通りとします。

納期は、12月末日とします（代表者会議終了後請求します）。

構成組織	分担金の年額(円)
自治労	2,000,000
日教組	1,000,000
都市交	200,000
全水道	200,000
自治労連	50,000
日高教	50,000
合計	3,500,000

II 2013 年度予算案(2012.10.1 ~2013.9.30)

収入の部

科目	予算	備考
繰入金	4,696,463	
分担金	3,500,000	
雑収入	100	預金利息
合計	8,196,563	

支出の部

科目	予算	備考
会議費	1,500,000	代表者会議・幹事会等
旅費	300,000	
闘争費	5,500,000	地域対策、諸集会、関係団体対策等
備品消耗品	20,000	事務用品等
雑費	100,000	自治日報誌代、書籍代他
予備費	776,563	
合計	8,196,563	